

## JAL、独占禁止法適用免除を国土交通省に申請

～ 認可後のアメリカン航空との共同事業の開始により、お客さまの利便性の向上とサービスの拡大を目指します ～

2010年6月18日

第10040号

JALは、太平洋路線における独占禁止法の適用免除(英語: Antitrust Immunity、以下、ATI)の申請を2010年6月18日に国土交通省に対して行いました。

また、JALは2010年2月12日に米国運輸省に、米国独占禁止法の適用免除を申請しています。

ATIについて日米両政府の認可が得られた後、JALとアメリカン航空は、日米路線において共同事業を開始します。この共同事業の開始に備え、広範な分野(財務、整備、調達、ITサービス等)に亘り協議を行っております。

ATI認可後、両社はより緊密に連携し、路線ネットワーク、商品、サービス品質等を飛躍的に向上させ、お客さまに、より良いサービスのご提供をまいります。

JALは2010年10月31日に羽田空港からの国際定期便(ハワイ線、サンフランシスコ線、パリ線、バンコク線、台北(松山空港)線)を開設します。これらの新しい展開も踏まえ、JALは、アメリカン航空のみならず、ワンワールド・アライアンス・メンバーとの提携を更に強化し、お客さまへ利便性の高い高品質なサービスを提供し、競争力の更なる強化を目指してまいります。

以上